

答 申 書  
(答申第65号)  
平成19年11月28日

---

1 審査会の結論

平成14年度から平成18年度までの受託研究等一覧に係る異議申立てのあった非開示部分のうち、奨学寄附金の法人等寄附者の名称は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、①医学部臨床系部門において平成14年度から18年度に受け入れた奨学寄附金の寄附者、寄附金額、受入教官の分かる文書、②医学部臨床系部門において平成14年度から18年度に受け入れた受託研究の委託者、受入金額、受入教官の分かる文書、③医学部臨床系部門において平成14年度から18年度に受け入れた民間等との共同研究の申込者、受入金額、受入教官の分かる文書、④医学部臨床系部門において平成14年度から18年度に受け入れた寄附講座の寄附者、寄附金額の分かる文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求の①及び②に対応する公文書として、平成14年度から平成18年度までの受託研究等一覧（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、③及び④については、条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた情報のうち、2号情報により非開示とされた情報（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 奨学寄附金の法人等寄附者の名称

(ア) 実施機関は、奨学寄附金の寄附者である企業等の名称を開示すると、他において既に公表されている情報や今回の一部開示により公表された受入教員名等の情報と照合することにより、当該企業等がどのような分野の研究開発に注力しているかなどの重要な経営戦略等が相当の確度をもって推測されることから、当該企

業等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれることは明らかであると主張する。

さらには、寄附者の名称を公表することで同業者間において不要な競争が惹起され、このことは、本来篤志をもってなされるべき寄附に馴染まない事態であるのみならず、寄附の額の多寡により当該企業等に対して一定の社会的評価がなされることにより、当該企業等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるおそれがあると主張する。

- (イ) 当審査会としては、奨学寄附金の法人等寄附者の名称が開示されると、当該法人等の寄附行為が明らかとなり、すでに開示されている受入金額、受入教員名等の情報と組み合わせることにより、当該法人等の経営戦略等が推測されることは否定できないと考える。

しかしながら、奨学寄附金については、受託研究や共同研究とは異なり、大学や講座等に対して教育・研究助成という形で包括的にされるものであることから、法人等が特定の大学又は講座に寄附を行っていることが知られたとしても、直ちに当該法人等の企業活動に影響を与えるほどの機密性の高い経営戦略までが明らかになるとは言えず、また、寄附金の額の多寡から当該法人等の社会的評価が不当に損なわれるとまでは認められない。

したがって、奨学寄附金の法人等寄附者の名称は、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとまでは認められないことから、2号情報に該当しないものと判断する。

#### ウ 受託研究の委託者の名称

- (ア) 実施機関は、受託研究の委託者である企業等の名称を開示すると、他において既に公表されている情報や今回の一部開示により公表された受入教員名等の情報と照合することにより、当該企業等がどのような分野の研究開発に注力しているかなどの重要な経営戦略等が相当の確度をもって推測されることから、当該企業等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれることは明らかであると主張する。

- (イ) 当審査会としては、委託者の名称が開示されると、当該法人等の委託行為が明らかとなり、すでに開示されている受入金額、受入教員名等の情報と組み合わせることにより、委託者である当該法人等の研究開発の状況等の経営戦略が推測され、同業者間の不要な競争がおられるなどの事態が生ずるものと考えられる。

したがって、受託研究の委託者の名称は、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関が学会や論文等で委託者の名称を公表している場合は、非開示とする理由がなく、開示すべきものであることから、当審査会において、公表している状況があるかどうか実施機関に確認したところ、実施機関からは、委託者の名称は公表していない旨回答があった。

#### (4) 条例第11条の該当性について

- ア 異議申立人は、医学部臨床系部門において実施される研究は、人の生命、身体、健康に直結する内容の研究であり、不適切な形で実施されていけば、人の生命、健康に害をもたらす危険もあるとして、本件非開示情報は、公益上の必要性から条例第11条を適用して開示する必要がある旨主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

- イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益

上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

ウ 実施機関は、条例第11条において特例的に開示すべき事例として予定されているものは、態様が明白でかつ差し迫った場合を予定しているものと解するのが相当であり、医学的研究がおしなべて人命に関係しているという程度の抽象的かつ間接的なものではなく、本件非開示情報について条例第11条を適用すべき余地はないと主張する。

エ 当審査会としては、条例第11条は、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であると認めるときは開示をするとしたものであるが、本件非開示情報は、前記の危害等が発生する蓋然性が低く、生命等を保護するために開示することが必要とまでは認められない。

したがって、上記(3)で非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは言えない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、奨学寄附金の寄附者が個人であっても、法人等からの寄附をいったん受入教官が受領し、当該教官を寄附者として処理しているものは、個人からの寄附には当たらない旨主張する。

しかしながら、当審査会が実施機関に確認したところ、本件公文書にそのような処理を行ったものは認められなかった。

また、異議申立人は、受託研究の委託者の名称を開示することにより、当該企業等の地位がどのように損なわれるのか、実施機関は、個別、具体的に立証する必要があるとして、少なくとも、委託者である各企業等に問い合わせた上で個別に判断すべきと主張する。

当審査会としては、実施機関が公文書の開示請求に当たって、開示・非開示を判断するため必要な情報を第三者から任意に求めることを否定するものではないが、当該開示請求に係る公文書に法人等に関する情報が記録されている場合、その情報が当該法人等の地位を不当に損なうと認められるかどうかは、当該法人等に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを実施機関が客観的に判断して行うものであり、条例上、実施機関に第三者への意見照会を行う義務があるものではない。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

イ 異議申立人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年6月13日	○ 諮問書の受理（諮問番号62） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年7月13日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成19年7月25日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年8月21日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年9月18日 （第一部会）	○ 審議
平成19年10月17日 （第一部会）	○ 審議
平成19年11月14日 （第一部会）	○ 審議
平成19年11月26日 （第25回審査会）	○ 答申案審議
平成19年11月28日	○ 答申